

財団法人日本ハンドボール協会 委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、本協会委員会規程による委員会の運営について定める。

(委員会規程)

第2条 委員会は以下に定める事項を含めた委員会規程を作成し、常務理事会の承認を得なければならぬ。

- (1) 委員会の目的
- (2) 事業の範囲
- (3) 会議
- (4) 専門委員会
- (5) 会計（常務理事会の指定する委員会）
- (6) 期間（常務理事会の指定する委員会）

(専門委員会)

第3条 委員会には常務理事会の指定する専門委員会のほか、必要に応じて専門委員会を設けることが出来る。

(会計)

第4条 委員会（常務理事会が指定する）は、毎年度末に決算を実施し、常務理事会の承認を得なければならない。

- 2 委員会は常務理事会の要求する会計資料を指定された日までに提出しなければならない。

(議事)

第5条 委員会は会議の終了後、議事録を作成し、常務理事会に提出して承認を得なければならない。

(規程の改廃)

第6条 委員会がその委員会を改廃する場合、理事会の承認を得なければならない。

付則

- 1 この規程は平成4年7月11日から施行する。
- 2 平成17年4月1日一部改正。